

業務仕様書

1 業務名

「体重管理システム業務」

2 業務の目的

本業務は、「体重測定100日チャレンジ」を市民や企業、施設等に広げ、市全体で実施する際、参加者には体重記録を行うためのシステムを利用してもらうことで、参加者自身が体重の推移を把握しやすくなるとともに、管理者は集計、効果測定などを円滑に実施できることを目的としている。

「体重測定100日チャレンジ」とは、個人でできる身近な健康管理の手法として「体重測定」を取り上げ、100日間毎日体重を測定し経過を管理する「体重測定100日チャレンジ」を市民や企業、施設、学校、健康増進施設等市全体へ広げ、町ぐるみで実施することにより、健康意識を向上させ、健康づくりへの行動変容につなげようとするものです。

3 業務の規模

「体重測定100日チャレンジ」参加者（市内在住者約3,000人以内）を想定

4 業務内容の概要

- (1) パソコン・スマートフォン・携帯等から(5)の項目を入力管理できる
- (2) 登録は個人、チームで参加が可能であること
- (3) 個人の入力が可能であること
- (4) ホームページ上からアクセスし入力が可能なこと
- (5) 入力の項目
 - ① 個人の体重測定値（100日間毎日入力をする）
 - ② 身長測定値（実施前1回のみ）
 - ③ 年齢（実施時1回のみ）
 - ④ 性別（実施時1回のみ）
 - ⑤ 名前、ニックネーム等（実施時1回のみ）
 - ⑥ 医療保険者（国保、社保、健保、共済、組合など）（実施時1回のみ）
 - ⑦ 個人が決めた理想体重（実施時1回のみ）
 - ⑧ 郵便番号、町名など地区や住所が把握できる条件（実施前1回のみ）
 - ⑨ 個人参加か団体参加かを区別するための参加区分（実施前1回のみ）
 - ⑩ 生活習慣チェックのための問診（実施時と100日終了時）
 - ⑪ 特定健診とがん検診の受診年度（実施時1回のみ）

- (6) 指定した条件で集計できること
 - ① 体重の変化（個人、団体、地区、保険者、全体など）
 - ② 参加状況（地区、年齢、性、個人・団体、保険者別など）
 - ③ 肥満度（BMI）ごとの人数（地区、年齢、性、保険者など）
 - ④ 歩数などの運動記録
- (7) 参加者への情報提供メールの定期的自動配信
システムに登録されたメールアドレスへ、健康情報（食事や運動など）をメール配信する。未入力者に対し、入力喚起のメールを配信する。メタボだけでなく、やせや低栄養など、体重に関する情報も提供する
- (8) 測定値やグラフなどが個人または指定した条件ごとで出力できること
- (9) 管理画面により、利用者の入力状況や進捗状況を確認できること
- (10) 歩数などの入力値により、ランキング機能が表示されること
- (11) 個人の体重測定結果の変化がグラフ表示され増減が確認できること
- (12) 入力した身長と体重からBMIが計算され、表示されること
- (13) 体重測定開始前と後の生活習慣状況の変化や体重の変化、生活習慣の変化が比較できること（アンケート機能）
- (14) 中断しないような工夫をすること
- (15) 市の保健事業とのリンク。
- (16) 100日参加後、次年度以降も体重測定システムを利用できること

5 システム要件

- (1) 本システムは、開発期間の短い中での導入となることから、システムの安定稼働や他団体への導入実績を考慮し、パッケージソフトの利用も可とし、パッケージがない場合は新たな開発をし、本市の機能要件に適合させること。
- (2) 本システムは、Webブラウザから利用できるシステムとし、Microsoft Internet Explorer の場合 Internet Explorer9.0 以上に対応するものとする。
- (3) 本システムは、パソコン・スマートフォン・携帯から利用できるものとする
- (4) 本システムの運用形態は、受注者が用意するデータセンター等を利用するASP方式にするものとする。

6 機能要件

本システムの機能要件は別添「機能一覧表」によるものとする。

7 セキュリティ要件

- (1) サーバへの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入等への適切な対策を行い、安全性・信頼性を確保すること。

- (2) 必要に応じて、SSLの使用など、情報の盗聴・改ざん防止のための対策を講じること。
- (3) ASP方式による場合、データセンター等は人的、物理的な脅威に対して、入退室管理、停電対策、空調設備、耐震構造等のデータ保護対策が施された施設であること。

8 可用性要件

- (1) 本システムは利用時間帯を限定しないこと。ただし、事前に通告のあった定期保守等による計画的なシステム停止等は除く。
- (2) データバックアップは日次処理にて実施し、3世代以上のバックアップデータが管理できること。
- (3) 本システムにトラブルが発生した場合、平日（月曜日から金曜日）の午前9時から午後5時までの間で対応ができること。
- (4) システムトラブルに関する問い合わせ先を明確にし、電話、E-mail、FAX、訪問等で対応できること。

9 業務打ち合わせ

業務の打ち合わせは、必要時実施する。場所は、蒲郡市保健センターにおいて行う。

10 業務期間・スケジュール

業務期間は、契約締結から平成30年3月31日までとし、スケジュールは下記を目安とする。

- (1) 契約締結日～平成29年9月15日
基礎調査、システム設計、ソフトウェア等の調達、システムの構築
- (2) 平成29年9月16日～平成29年10月15日
稼動テスト期間
- (3) 平成29年10月15日（運用開始）

11 受注者の責務

- (1) 業務の受注者は、契約の履行にあたって業務の目的を十分理解したうえで、最高の技量を発揮するよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務を履行し得るに十分な人物・物的条件を整えるとともに、この仕様書のほか、蒲郡市との協議に基づき、誠実にこれを履行しなければならない。また受注者は、その選任した者が業務を履行しうる適性がないと蒲郡市が判断した場合には、変更しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、業務に関して蒲郡市から開示された資料・情報及び業務履行を

とおし知り得た資料・情報を、蒲郡市の書面による同意がある場合のほか第三者に開示し、また漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- ① 蒲郡市から知得する以前に既に所有していたもの。
 - ② 蒲郡市から知得する以前に既に公知のもの。
 - ③ 蒲郡市から知得した後に、受注者の責めに帰し得ない理由により公知となったもの。
 - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず知得したもの。
- (5) 業務履行にあたっては、蒲郡市の担当職員と十分協議を行うとともに、その進捗状況にあわせて定期的に打ち合わせを行うものとする。
- (6) 受注者は、業務に係る会議等への出席要請に対して、日時を調整のうえ出席するものとする。

12 契約金額

金 3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

13 報告書の提出等

- (1) 受注者は、業務内容を取りまとめた以下の書類を報告書として作成し、業務期間終了までに提出しなければならない。
- 作業工程表、打合せ記録簿、システム概要書、入力データ、集計結果、アンケート等使用資料、出力調書及び蒲郡市が指示した書類。
- (2) 報告書の提出部数
印刷物 2部
- (3) 報告書に関する全ての権利は、蒲郡市に帰属するものとし、蒲郡市の承諾なしに使用または公表してはならない。

14 契約金の支払方法

業務完了後に契約金額を支払うものとする。ただし、業務期間中に納品されたシステム構築費等の部分払いはできるものとする。この場合、部分払いの予定額及び予定時期については契約前協議で決定する。

15 その他

業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。